

次期総合計画に係る基本方針策定等支援業務 質問回答書

令和3年5月24日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 12(2) プレゼンテーション	6月9日～11日の3日間とあります。本案件の公募公示以前より主担当予定者に研修等の確定した業務がある場合、上記の3日間の中での調整（希望をお伝えして対応いただくこと）は可能でしょうか。	可能です。 参加表明書提出期限後に日程調整のため、連絡させていただきます。
2	実施要領 12(2) プレゼンテーション	プレゼンテーション日程は令和3年6月9日（水）から令和3年6月11日（金）までとあります。幅広に設定されていますが、日時の調整は可能でしょうか。あるいは、既に実施予定から外れている日程等がありましたら、ご教示ください。	可能です。 参加表明書提出期限後に日程調整のため、連絡させていただきます。
3	仕様書 3（2） 市民からの意見聴取 について①	<p>特定・少数の参加者での会合による市民意見は、声の大きい方などの価値観が反映されやすい傾向があり、市民全体の意見を示すものとして妥当でない場合もあります。</p> <p>そこで、市民アンケートなどを貴庁で定期的に取り得ていれば、そこで意見聴取することで、より多くの市民、年代の意見を限られた財源で把握することが可能になります。</p> <p>ただし、貴庁で実施しているアンケート時期が委託期間外の場合は、その質問を検討するというかたちでもよろしいでしょうか？</p> <p>上記の進め方が難しい場合に、市民を募集するための市の媒体（広報紙）への掲載や各課への団体紹介をいただくなどの貴庁にご支援いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>委託期間内で市民からの意見聴取方法を提案し、実施してください。</p> <p>なお、市民からの意見聴取について、必要に応じて市が支援することは可能です。</p>
4	審査基準表中、「2 社会的価値の実現に資する取組に係る審査項目」における「障がい者等雇用に関する取組」の項目の配点について	「障がい者雇用促進法に基づく法定雇用率」は、現行では、従業員 43.5 人以上の事業主に対し、2.3%以上の割合（従業員 43.5 人の事業者で 1 人の割合）で障がい者の雇用が義務付けられていますが、従業員 43.5 人未満の事業者には適用（「達成」の有無）がありません。したがって、従業員 43.5 人未満の事業者については、「保護観察所への協力雇用主としての登録」しか選択肢がなく、この登録がなければ、当該項目における配点（100 点中 5 点）はゼロという扱いになってしまうのでしょうか。	障がい者雇用状況の報告義務がない事業者は加点対象となります。